株　主　各　位

（証券コード 5444）
2019年６月７日

兵庫県姫路市大津区吉美380番地
大和工業株式會社
取締役社長　小　林　幹　生

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2019年６月26日（水）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　2019年６月27日（木曜日）　午前10時

２．場　　所　兵庫県姫路市大津区吉美380番地　当社やまとホール

３．目的事項

報告事項　１．第100期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第100期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役９名選任の件

第４号議案　監査役３名選任の件

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

4．議決権の行使についてのご案内

(1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年６月26日（水）午後５時までに到着するようご返送ください。

(2)インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合は、３～４頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2019年６月26日（水）午後５時までに行使してください。

(3)書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5．インターネット開示についてのご案内

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（下記ＵＲＬ）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

当社ウェブサイト

(http://www.yamatokogyo.co.jp/yamato/yamato1/investors/shm.html)

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（上記ＵＲＬ）において掲載することによりお知らせいたします。

当日は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話（スマートフォンを含む。以下同じ。）を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕　https://www.web54.net

2．議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）議決権の行使期限は、2019年６月26日（水）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

（1）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

5．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネットによる議決権行使を行っていただくことも可能です。

【添付書類】

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の事業の現況

（１）事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、米中通商問題による影響や英国のＥＵ離脱問題など不透明感はあるものの、米国の底堅い経済成長に支えられ、全体としては緩やかな回復基調を辿ってきました。

日本経済におきましても、企業収益の改善を背景に設備投資や個人消費は堅調に推移しました。

このような状況のなか、当社グループの経営環境は、事業を営む各所在国で鋼材需要の様相は異なる一方、電極・合金鉄等の副資材価格は軒並み上昇しており、コスト上昇の影響を受けております。また、主原料であるスクラップ価格は2018年年初から8月まで上昇し、その後一時急落したものの2018年末には底を打つといった方向感のない値動きで推移しました。

国内鉄鋼事業におきましては、鋼材需要の回復を実感するとともに、販売価格が近年のスクラップ価格上昇に漸く追いついたことで、造船所向けの船尾骨材等の不振を補い前期比で増益となりました。また、2019年年始にスクラップ予熱装置をＳＳＰ（Single Stage Pre-heater）に更新いたしましたが、新設備は順調に稼動しており、エネルギーコスト低減により一層寄与しております。

連結子会社を有する韓国、タイ国、また持分法適用関連会社を有する米国、バーレーン王国、サウジアラビア王国におきましては、いずれも昨年１月～12月の業績が当連結会計年度に反映されます。

韓国鉄鋼事業では、韓国政府が行った借入残高の上限設定等の不動産取引規制により、国内建設受注額やアパート建設、分譲の頭打ちが顕著となったことから前期比で減益となりました。

タイ国鉄鋼事業では、タイ国内の民間建設需要で力強さを欠くも、景気刺激策としての公共投資向けに支えられている状況に変わりはなく、概ね前期並みの利益を計上しております。

米国の持分法適用関連会社につきましては、連邦法人税率の引き下げ等の税制改正により、米国内での設備投資が増加傾向となっていることに加え、2018年３月の米国の通商拡大法第232条による輸入関税の発動や、その後の中国に対する通商法第301条の発動など、米国の事業にとっては好影響を感じられる状況となっております。

なお、米国事業におきましては、近年、品種拡充に向けた熱間圧延シートパイルの設備投資や高付加価値Ｈ形鋼製造のためのＱＳＴ（Quenching and Self-Tempering）設備投資等を行ってまいりましたが、これらの設備も順調に稼動しており、高付加価値製品群の販売

に繋がっております。
バーレーン王国の持分法適用関連会社スルブカンパニーBSC(c)では、中東市場での形鋼需要が盛り上がりを欠いており、中間材であるDRI・半製品の販売で補っている状況でしたが、それらの販売価格がスクラップ価格の値下がりに連動し、低下に転じております。
以上の結果、当連結会計年度の売上高は201,299百万円（前期比14.3％増）となりました。利益につきましては、営業利益は9,272百万円（前期比11.2％増）、経常利益は31,469百万円（前期比76.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては22,793百万円（前期比86.2％増）となりました。

当期におけるセグメントの業績は、次のとおりです。

・鉄鋼事業(日本)
鋼材需要の回復を実感するとともに、販売価格が近年のスクラップ価格上昇に漸く追いついたことで、造船所向けの船尾骨材等の不振を補い前期比で増益となりました。また、2019年年始にスクラップ予熱装置をＳＳＰ（Single Stage Pre-heater）に更新いたしましたが、新設備は順調に稼動しており、エネルギーコスト低減により一層寄与しております。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ6,317百万円増の54,019百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ2,099百万円増の5,508百万円となりました。

・鉄鋼事業(韓国)
韓国政府が行った借入残高の上限設定等の不動産取引規制により、国内建設受注額やアパート建設、分譲の頭打ちが顕著となったことから前期比で減益となりました。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ3,267百万円増の61,656百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ2,017百万円減の710百万円となりました。

・鉄鋼事業(タイ国)
タイ国内の民間建設需要で力強さを欠くも、景気刺激策としての公共投資向けに支えられている状況に変わりはなく、概ね前期並みの利益を計上しております。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ11,301百万円増の77,265百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ192百万円増の4,155百万円となりました。

・軌道用品事業
当事業の売上高は、前期と比べ4,348百万円増の8,065百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ794百万円増の815百万円となりました。

・その他
その他の売上高は、前期と比べ８百万円減の292百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ27百万円増の38百万円となりました。

（2）対処すべき課題

中国の鉄鋼生産量は2018年には史上最高となり、現在も高水準の生産が続いております。これまでは中国国内需要の好調により、内需で吸収され、鉄鋼輸出量は減少しておりますが、米中貿易摩擦の影響が今後どのように顕在化するかは不透明であることから、グローバルに事業を展開する当社グループとしては、今後とも中国の動向には注視してまいります。また、中東事業につきましては、原油価格は安定してはいるものの、米国のイランに対する経済制裁等、昨今の政治的な問題から目が離せず、当社中東事業を取り巻く環境は引き続き楽観を許さない状況が続いております。日本および米国事業では、当面現在の状況が継続するものと予想しておりますが、韓国事業では需要が落ち込むリスクがあり、タイ事業では2017年10月の中国に対するアンチダンピング規制終了により、今後中国からの輸入品が増加するリスク等も抱えております。

このような状況の下、当社グループは成長の源泉である海外事業を更に安定・発展・拡大させていく所存です。そのためにも、モノづくり企業として技術、経営のベースである国内事業の基盤強化を推し進め、安全を第一に、コスト競争力の強化、品質の安定と向上、デリバリーを含む顧客サービスの向上に不断の努力を続けてまいります。また、人材教育・育成にもより一層力を入れ、海外事業への展開に繋げてまいります。

当社グループは、社会的公正性の実現や環境への配慮を経営のなかに組み込んでいくことが、企業における最も基本的なＣＳＲ活動であると認識しており、「モノづくり」を経営基軸とし、安全で品質のよい製品の提供により、世界的規模で社会に貢献し、また環境に優しい循環型企業として、環境保全への配慮に重点を置いた事業活動を行ってまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（3）売上高

セグメント別の売上高

区　分	売上高（百万円）	構成比（%）	前期比（%）
鉄鋼事業（日本）	54,019	26.8	13.2
鉄鋼事業（韓国）	61,656	30.6	5.6
鉄鋼事業（タイ国）	77,265	38.4	17.1
軌道用品事業	8,065	4.0	117.0
その他	292	0.2	△2.7
合　計	201,299	100.0	14.3

（4）設備投資の状況

当期は、鉄鋼事業の製鋼・圧延設備の維持更新投資を中心に総額10,702百万円の設備投資を行いました。

（5）資金調達の状況

当期中においては、増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

（6）財産および損益の状況の推移

区　分	第97期 （2015年4月1日から2016年3月31日まで）	第98期 （2016年4月1日から2017年3月31日まで）	第99期 （2017年4月1日から2018年3月31日まで）	第100期 （2018年4月1日から2019年3月31日まで）
売上高	150,978百万円	142,136百万円	176,073百万円	201,299百万円
経常利益	23,585百万円	21,519百万円	17,828百万円	31,469百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	12,994百万円	11,319百万円	12,238百万円	22,793百万円
1株当たり当期純利益	193円63銭	169円24銭	182円97銭	340円78銭
総資産	347,051百万円	348,951百万円	367,083百万円	384,068百万円
純資産	308,068百万円	309,198百万円	320,073百万円	333,692百万円

（注）1　1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。
2　第97期については、一部の持分法適用関連会社において会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
3　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号　平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、第99期の総資産については当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

2．企業集団の現況（2019年３月31日現在）

（1）主要な事業セグメント

区　　分	主　要　製　品　名
鉄鋼事業（日本）	H形鋼、溝形鋼、Ｉ形鋼、鋼矢板、縞H形鋼、造船用形鋼、エレベータガイドレール、鋳鋼品、船舶製缶、重機械加工
鉄鋼事業（韓国）	棒鋼
鉄鋼事業（タイ国）	H形鋼、溝形鋼、Ｉ形鋼、鋼矢板
軌道用品事業	分岐器類、伸縮継目、ＮＥＷクロッシング、接着絶縁レール、脱線防止ガード、タイプレート類、ボルト類

（2）主要な営業所および工場

（当社）

名　　称	本社所在地	営業所および工場
大和工業株式会社	兵庫県姫路市	―――

（連結子会社および持分法適用関連会社）

名　　称	本社所在地	営業所および工場
ヤマトスチール株式会社	兵庫県姫路市	東京支店（東京都港区） 大阪支店（大阪市西区）
大和軌道製造株式会社	兵庫県姫路市	東京支店（東京都港区） 大阪支店（大阪市西区） 九州営業所（福岡市博多区）
大和商事株式会社	兵庫県姫路市	―――
ワイケー・スチール コーポレーション	韓　国	―――
ヤマトコウギョウ アメリカ・インク	米　国	―――
ヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー） コーポレーション	米　国	―――
ヤマトホールディング コーポレーション	米　国	―――
サイアム・ヤマト・ スチールカンパニーリミテッド	タイ国	―――
ニューコア・ヤマト・ スチールカンパニー	米　国	―――

名　　称	本社所在地	営業所および工場
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	米　国	―――
スルブカンパニーＢＳＣ（ｃ）	バーレーン王国	―――
ユナイテッド・スチールカンパニー（“スルブ”）Bahrain Venture Co.W.L.L.	バーレーン王国	―――
ユナイテッド・スルブカンパニー（“サウジスルブ”）LLC	サウジアラビア王国	―――

（3）主要な借入先

該当事項はありません。

なお、当社は、将来の資金需要に対して安定的、機動的かつ効率的な資金調達を可能にするため、金融機関３社と特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン契約）を締結しております。

（4）重要な子会社および関連会社の状況

（子会社）

名　　称	資本金または出資金	当社の議決権比率(間接所有を含む)	主　要　な　事　業　内　容
ヤマトホールディングコーポレーション	46千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資（25.00%）
ヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー）コーポレーション	14千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資（24.00%） 合弁会社アーカンソー・スチール・アソシエイツＬＬＣへの投資（50.00%） ワイケー・スチールコーポレーションへの投資（75.00%）
ヤマトコウギョウアメリカ・インク	13千米ドル	100.00%	ヤマトホールディングコーポレーションおよびヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー）コーポレーションの統括
ヤマトスチール株式会社	450百万円	100.00%	鉄鋼製品ならびに重工加工品の製造および販売に関する事業
大和軌道製造株式会社	310百万円	100.00%	軌道用品の製造および販売に関する事業
ワイケー・スチールコーポレーション	5,937百万ウォン	100.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド	3,000百万バーツ	64.18%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
大和商事株式会社	38百万円	64.94%	運送ならびに医療廃棄物処理および不動産賃貸に関する事業

（注）「主要な事業内容」の（　）内の数値は、それぞれ当該会社への出資比率を表示しております。

（関連会社）

名　　称	資本金または出資金	当社の議決権比率（間接所有を含む）	主 要 な 事 業 内 容
ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー	185百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	26百万米ドル	50.00%	鉄鋼製品ならびに軌道用品の製造および販売に関する事業
スルブカンパニーBSC（c）	705百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ユナイテッド・スチールカンパニー（“スルブ”）Bahrain Venture Co.W.L.L.	75百万米ドル	49.00%	合弁会社ユナイテッド・スルブカンパニー（“サウジスルブ”）LLCへの投資
ユナイテッド・スルブカンパニー（“サウジスルブ”）LLC	206百万サウジアラビアリアル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業

（5）従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減
1,776名	45名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
41名	5名増	39.4歳	10.4年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数・出向社員数は除いております。

3．会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　171,257,770株

（2）発行済株式の総数　67,670,000株（内、自己株式5,426株）

（3）株主数　2,658名

（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
井上浩行	7,555千株	11.17%
井上不動産有限会社	5,592千株	8.27%
三井物産株式会社	4,573千株	6.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	3,160千株	4.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,924千株	4.32%
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,837千株	4.19%
住友商事株式会社	2,461千株	3.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,956千株	2.89%
井上喜美子	1,739千株	2.57%
株式会社みずほ銀行	1,675千株	2.48%

（注）持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

4．会社役員に関する事項

（1）会社役員の状況（2019年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
井　上　浩　行	取締役会長	
小　林　幹　生	取締役社長（代表取締役）	
梶　原　一　美	専務取締役（代表取締役）	
吉　田　隆　文	常務取締役　経営企画担当	
塚　本　一　弘	常務取締役　事業開発担当	
中　矢　憲　護	取締役　総務部長兼内部監査担当	
小　畑　克　正	取締役　技術統括担当	ヤマトスチール株式会社　代表取締役社長
丸　山　元　祥	取締役	大和軌道製造株式会社　代表取締役社長
ダムリ・タンシェヴァヴォン	取締役	
安　福　武之助	取締役	株式会社神戸酒心館　代表取締役社長
赤　松　清　茂	取締役	
福　原　久　和	常勤監査役	
米　澤　和　己	常勤監査役	
澤　田　　恒	監査役	弁護士　神姫バス株式会社　社外監査役

（注）１．取締役赤松清茂氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役米澤和己および監査役澤田恒の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．取締役赤松清茂、監査役米澤和己および澤田恒の３氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４．2018年６月28日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、河田繁夫氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
５．監査役福原久和氏は、当社の経営企画部に長年在籍し、決算ならびに財務諸表等の作成を統括していたことから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役米澤和己氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は安福武之助氏、赤松清茂氏、福原久和氏、米澤和己氏および澤田恒氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

（3）会社役員に対する報酬等

（単位：千円）

区　　分	取　締　役		監　査　役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬等	12	385,860	3	72,640	15	458,500

（4）社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先の関係

監査役澤田恒氏は、神姫バス株式会社の社外監査役を兼任しております。なお当社と神姫バス株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席の状況（出席回数）	主な活動状況
社外取締役	赤 松 清 茂	取締役会 9 回	企業経営経験者としての豊富な見地に基づき、適宜発言を行いました。
社外監査役	米 澤 和 己	取締役会 9 回 監査役会 14 回	金融関係業務全般についての知識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行いました。
	澤 田　　恒	取締役会 7 回 監査役会 14 回	弁護士として企業法務に通じており、その豊富な経験に基づき、適宜発言を行いました。

（注）当事業年度における取締役会の開催回数は９回、監査役会の開催回数は14回であります。

③ 社外役員に対する報酬等の総額

	支給人員	支　給　額
社外役員の報酬等の総額	3	56,891千円

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	42,000千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	378千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,378千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

当社子会社が、ＰｗＣあらた有限責任監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続きであります。

（4）子会社の監査に関する事項

海外に所在する当社の子会社は、ＰｗＣあらた有限責任監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

（5）会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（6）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

① 業務執行が適正に行われるようコンプライアンス等内部管理体制の整備充実を行う。

② 監査役からは業務報告、監査計画、監査状況について定期的な報告を受け、取締役の職務執行の適正確保に努め、同時に取締役会の充実によって取締役間相互の意思疎通の強化を図る。

③ 市民社会の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な圧力・要求に対しては、断固拒絶する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについては、「文書および記録の管理規定」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、「文書および記録の管理規定」に定める保管期間中は、閲覧可能な状態を維持することとする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理体制の基礎として、「経営危機管理規定」を定め、当社の業務執行に係るリスクとして、「経営危機管理規定」に定めるリスクを認識し、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

② 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規定」、「業務分掌規定」においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

（5）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として、「大和工業グループ社員行動基準」を定める。担当役員をトップとする内部監査室を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。

② 内部監査室は、内部統制委員による内部監査（定例・臨時）の結果報告を受け、必要に応じて当社およびグループ会社の各担当部署に対して、関係規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

③ 内部監査担当役員は、当社およびグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告するものとする。

④　法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として「公益通報者保護規定」および「大和工業グループ社員行動基準」に基づきその運用を行うこととする。
⑤　監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べることができるものとする。
⑥　財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努めるものとする。

（6）当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用される行動指針「大和工業グループ社員行動基準」を基礎として、グループ各社での諸規定を定めるものとする。

経営管理については、企業集団における経営の適正かつ効率的な運営を図るため、グループ各社経営管理基本方針を定め、「グループ会社管理規定」に従い当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

②　内部統制委員による、子会社に対する経営管理に係る監査の実施により、法令違反または、コンプライアンス上問題があると判断された場合には、内部統制委員は、内部監査室に報告し、内部監査担当役員は直ちに監査役に報告を行うとともに、子会社に対して意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
③　リスク管理体制の基礎として「経営危機管理規定」を定め、グループ会社と連携を図り、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

（7）監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
②　監査役補助者の指揮命令権は各監査役に属するものとし、監査役補助者の任命、評価、異動等の人事事項については監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得たうえで行うこととする。

（8）当社およびグループ各社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

①　当社およびグループ各社の取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定めることとし、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

② 社内通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスの問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
③ 監査役への報告を行った当社およびグループ各社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
④ 監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

（1）取締役の職務の執行について

取締役会規則およびその他社内規定に基づき、当事業年度において取締役会を９回、経営会議を６回開催し、法令または定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

（2）コンプライアンス体制について

取締役および使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、さらに、通報者保護を社内規定に明記して運用しております。

（3）リスク管理について

「経営危機管理規定」等のリスクに関する規定に基づき、的確な管理運営を行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、災害等を想定した訓練も定期的に行っております。

（4）グループ会社の経営管理について

グループ会社の経営管理につきましては、当社の役員または社員にグループ各社の取締役または監査役を兼務させ、グループ会社の業務の適正の確保を図っております。また、「グループ会社管理規定」に基づき、グループ会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

（5）監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに取締役会等へ出席し、また、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室との連携を図ることで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

（注）本事業報告に記載しております金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**179,219**	**流動負債**	**33,675**
現金及び預金	106,835	支払手形及び買掛金	18,741
受取手形及び売掛金	33,588	未払金	7,776
有価証券	697	未払法人税等	2,081
商品及び製品	12,555	賞与引当金	575
仕掛品	448	その他	4,500
原材料及び貯蔵品	22,123	**固定負債**	**16,700**
その他	2,992	繰延税金負債	11,297
貸倒引当金	△22	役員退職慰労引当金	23
固定資産	**204,848**	退職給付に係る負債	2,674
有形固定資産	**68,076**	その他	2,705
建物及び構築物	13,425		
機械装置及び運搬具	32,462		
工具、器具及び備品	365		
土地	17,582	**負債合計**	**50,375**
建設仮勘定	4,179	**（純資産の部）**	
その他	59	**株主資本**	**295,981**
無形固定資産	**614**	資本金	7,996
のれん	179	利益剰余金	288,294
その他	434	自己株式	△309
投資その他の資産	**136,157**	**その他の包括利益累計額**	**15,311**
投資有価証券	43,074	その他有価証券評価差額金	3,988
出資金	53,965	為替換算調整勘定	11,441
関係会社長期貸付金	17,676	退職給付に係る調整累計額	△118
長期預金	18,038	**非支配株主持分**	**22,399**
退職給付に係る資産	997		
その他	2,662		
貸倒引当金	△257	**純資産合計**	**333,692**
資産合計	**384,068**	**負債純資産合計**	**384,068**

連結損益計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		201,299
売上原価		176,856
売上総利益		**24,443**
販売費及び一般管理費		15,170
営業利益		**9,272**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,370	
持分法による投資利益	17,069	
為替差益	971	
デリバティブ評価益	5	
その他	827	22,244
営業外費用		
デリバティブ評価損	26	
その他	21	47
経常利益		**31,469**
特別利益		
固定資産売却益	172	172
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	126	
その他	12	140
税金等調整前当期純利益		**31,501**
法人税、住民税及び事業税	6,980	
法人税等調整額	425	7,405
当期純利益		**24,095**
非支配株主に帰属する当期純利益		1,301
親会社株主に帰属する当期純利益		**22,793**

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年４月１日残高	7,996	268,824	△308	276,512
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△3,323		△3,323
親会社株主に帰属する当期純利益		22,793		22,793
自己株式の取得			△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	―	19,470	△1	19,468
2019年３月31日残高	7,996	288,294	△309	295,981

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年４月１日残高	4,807	16,799	△77	21,528	22,031	320,073
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,323
親会社株主に帰属する当期純利益						22,793
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△819	△5,357	△41	△6,217	368	△5,849
連結会計年度中の変動額合計	△819	△5,357	△41	△6,217	368	13,619
2019年３月31日残高	3,988	11,441	△118	15,311	22,399	333,692

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,765**	**流動負債**	**17,156**
現金及び預金	1,102	関係会社短期借入金	15,560
売掛金	281	未払金	17
未収入金	1,245	未払費用	105
その他	136	未払法人税等	1,386
貸倒引当金	△0	賞与引当金	49
固定資産	**102,516**	その他	37
有形固定資産	**1,665**	**固定負債**	**2,910**
建物	441	長期未払金	1,083
構築物	31	繰延税金負債	1,549
機械及び装置	12	退職給付引当金	249
車両及び運搬具	19	その他	28
工具、器具及び備品	19	**負債合計**	**20,067**
土地	1,110	**（純資産の部）**	
その他	30	**株主資本**	**81,412**
無形固定資産	**10**	資本金	7,996
投資その他の資産	**100,839**	利益剰余金	73,431
投資有価証券	9,799	利益準備金	1,999
関係会社株式	71,400	その他利益剰余金	71,431
関係会社長期貸付金	17,449	別途積立金	26,090
その他	2,264	繰越利益剰余金	45,341
貸倒引当金	△75	自己株式	△15
		評価・換算差額等	**3,802**
		その他有価証券評価差額金	3,802
		純資産合計	**85,215**
資産合計	**105,282**	**負債純資産合計**	**105,282**

損 益 計 算 書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		4,447
営業費用		
販売費及び一般管理費		1,932
営業利益		**2,514**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,010	
為替差益	831	
その他	138	1,980
営業外費用		
支払利息	36	
その他	0	36
経常利益		**4,458**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	17	17
税引前当期純利益		**4,440**
法人税、住民税及び事業税	372	
法人税等調整額	484	856
当期純利益		**3,584**

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
			別途積立金	繰越利益剰余金	
2018年４月１日残高	7,996	1,999	26,090	45,140	73,229
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△3,383	△3,383
当期純利益				3,584	3,584
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	―	―	―	201	201
2019年３月31日残高	7,996	1,999	26,090	45,341	73,431

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年４月１日残高	△14	81,212	4,610	4,610	85,822
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△3,383			△3,383
当期純利益		3,584			3,584
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△807	△807	△807
事業年度中の変動額合計	△1	200	△807	△807	△607
2019年３月31日残高	△15	81,412	3,802	3,802	85,215

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019 年 5 月 15 日

大和工業株式会社
取締役会　御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木下昌久　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山本憲吾　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大和工業株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019 年 5 月 15 日

大和工業株式会社
取締役会　御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木下昌久　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山本憲吾　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大和工業株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　　査　　報　　告　　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＰｗＣあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019 年 5 月 17 日

大和工業株式会社　監査役会

常勤監査役　福　原　久　和　㊞

常勤監査役（社外監査役）　米　澤　和　己　㊞

監　査　役（社外監査役）　澤　田　　恒　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、国内外の企業グループの連結経営成績、財務状況および内部留保に基づく今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金40円　　総額2,706,582,960円
（年間配当金は、１株につき中間配当25円を含め、合計65円となります。）

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
2019年６月28日

第２号議案　定款一部変更の件

（１）提案の理由
更なる経営基盤の強化およびガバナンス体制の充実を図るため、取締役の員数を12名以内から13名以内に変更するものであります。

（２）変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変　更　案
第16条（取締役の数） 当会社の取締役は、12名以内とする。	第16条（取締役の数） 当会社の取締役は、13名以内とする。

第３号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役井上浩行、塚本一弘、中矢憲護、小畑克正、丸山元祥、ダムリ・タンシェヴァヴォン、安福武之助の７氏は任期満了となります。つきましては、更なる経営基盤の強化およびガバナンス体制の充実を図るため、第２号議案の定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、取締役２名を増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いのうえ　ひろゆき 井　上　浩　行 （1945年２月９日生） 【再　任】	1969年３月　当社入社 1973年12月　当社取締役調査企画室長 1974年６月　当社常務取締役 1978年１月　当社代表取締役専務取締役 1981年12月　当社代表取締役社長 1990年４月　井上不動産(有)代表取締役社長 2017年６月　当社取締役会長 現在に至る	7,555,811株
	【取締役候補者とした理由】 井上浩行氏は、1981年から2017年にわたり当社代表取締役社長を務め、強いリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行い、当社グループを牽引してまいりました。これまでの豊富な経験と実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><td>候補者
番　号</td><td>氏　　名
（生年月日）</td><td colspan="2">略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</td><td>所有する当社
株 式 の 数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>つかもと　かずひろ
塚　本　一　弘
（1960年９月１日生）

【再　任】</td><td>2009年３月

2013年４月

2015年７月

2017年６月</td><td>三井物産㈱米州本部鉄鋼製品ディビジョン鉄鋼製品投資課ジェネラルマネージャー
三井物産㈱欧州・中東・アフリカ本部チーフアドミニストレーティブオフィサー兼欧州三井物産取締役
三井物産スチール㈱常務執行役員厚板鋼管部門長
当社常務取締役事業開発担当
現在に至る</td><td>300株</td></tr>
<tr><td colspan="4">【取締役候補者とした理由】
　塚本一弘氏は、国内外の事業開発に関する豊富な経験と知識を有しており、事業開発担当取締役として、重要な業務の執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社グループの経営に必要な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>なかや　けんご
中　矢　憲　護
（1967年２月５日生）

【再　任】</td><td>1991年４月
2010年７月
2015年６月
2015年12月

2016年７月
2019年５月</td><td>当社入社
当社総務部長
当社取締役総務部長
当社取締役総務部長兼内部統制・内部監査担当
当社取締役総務部長兼内部監査担当
当社取締役総務部長
現在に至る</td><td>1,700株</td></tr>
<tr><td colspan="4">【取締役候補者とした理由】
　中矢憲護氏は、総務部門の責任者を務め、豊富な経験と見識を有しております。当社グループの経営に必要な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>こ は た　かつまさ
小　畑　克　正
（1952年８月13日生）

【再　任】</td><td>1977年２月　当社入社
2000年７月　当社鉄鋼部長
2003年10月　ヤマトスチール㈱鉄鋼部長
2004年６月　ヤマトスチール㈱取締役鉄鋼部長
2008年６月　ヤマトスチール㈱常務取締役工場統括
2012年６月　ヤマトスチール㈱代表取締役専務取締役工場統括
2015年６月　ヤマトスチール㈱代表取締役社長現在に至る
2015年６月　当社取締役
2017年６月　当社取締役技術統括担当現在に至る
（重要な兼職の状況）
ヤマトスチール㈱代表取締役社長</td><td>8,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
小畑克正氏は、当社グループの鉄鋼事業での豊富な経験と見識を有し、ヤマトスチール(株)の代表取締役社長を兼任するなど、優れた統率力も有しております。当社グループの経営に必要な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>まるやま　もとよし
丸　山　元　祥
（1958年３月18日生）

【再　任】</td><td>1980年４月　当社入社
2009年７月　大和軌道製造㈱執行役員製造部長
2011年６月　大和軌道製造㈱取締役製造部長
2016年６月　大和軌道製造㈱常務取締役工場統括
2017年６月　大和軌道製造㈱代表取締役社長現在に至る
2017年６月　当社取締役現在に至る
（重要な兼職の状況）
大和軌道製造㈱代表取締役社長</td><td>6,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
丸山元祥氏は、当社グループの軌道用品事業での豊富な経験と見識を有し、大和軌道製造（株）の代表取締役社長を兼任するなど、優れた統率力も有しております。当社グループの経営に必要な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	ダムリ・タンシェヴァヴォン Damri Tunshevavong （1953年７月20日生） 【再　任】	1999年１月　Siam Yamato Steel Co.,Ltd. マネージングダイレクター 2004年７月　Cementhai Holding Co.,Ltd. エグゼクティブヴァイスプレジデント 2005年２月　Siam Yamato Steel Co.,Ltd. ダイレクター 現在に至る 2005年７月　Cementhai Holding Co.,Ltd. プレジデント 2011年１月　The Siam Cement Public Co.,Ltd. アドバイザー 2011年６月　当社取締役 現在に至る	０株
	【取締役候補者とした理由】 ダムリ・タンシェヴァヴォン氏は、当社グループの海外事業案件に携わり、海外での事業発展に尽力しております。当社グループの経営に必要な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>やすふく　たけのすけ
安　福　武之助
（1973年７月５日生）

【再　任】</td><td>2007年６月　㈱神戸酒心館取締役副社長
2011年８月　㈱神戸酒心館代表取締役社長
現在に至る
2015年６月　当社取締役
現在に至る

（重要な兼職の状況）
㈱神戸酒心館代表取締役社長</td><td>700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
安福武之助氏は、(株)神戸酒心館の代表取締役社長を務めており、経営者としての経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に有用な助言を行っております。当社グループの経営に必要な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>よねざわ　かずみ
米　澤　和　己
（1963年９月７日生）

【新　任】</td><td>2011年４月　㈱三井住友銀行兵庫法人営業部部長
2013年４月　㈱三井住友銀行神戸法人営業第二部
部長
2016年４月　㈱三井住友銀行監査部上席考査役
2016年６月　当社監査役
現在に至る</td><td>300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
米澤和己氏は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験があり、加えて当社監査役経験者として当社事業を熟知しております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	たけだ　くにとし 武田邦俊 （1955年９月21日生） 【新　任】 【社　外】	2007年７月　㈱ブリヂストン海外地域事業本部長 2008年６月　普利司通(中国)投資有限公司董事長兼総経理 2010年３月　㈱ブリヂストン執行役員兼普利司通(中国)投資有限公司董事長兼総経理 2011年７月　同社執行役員特殊タイヤ事業担当 2012年９月　同社執行役員海外地域タイヤ事業担当兼海外地域タイヤ事業本部長 2014年７月　同社執行役員兼BRIDGESTONE ASIA PACIFIC PTE. LTD.取締役兼COO 2015年３月　同社執行役員兼BRIDGESTONE SOUTH AFRICA (PTY) LTD.取締役兼COO	０株
	【社外取締役候補者とした理由】 武田邦俊氏は、長年にわたり(株)ブリヂストンにおいて海外事業案件に携わり、豊富な経験と見識を有しております。当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、新たに社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．当社と安福武之助氏は、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

３．武田邦俊氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、39～40ページに記載しております。

４．当社は、武田邦俊氏の選任が承認された場合、同氏と会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

第４号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役福原久和、米澤和己、澤田恒の３氏は任期満了となります。

つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふくはら　ひさかず 福原　久和 （1950年４月27日生） 【再　任】	1974年４月　当社入社 2005年７月　当社経営企画部長 2007年６月　当社監査役 現在に至る	8,500株
	【監査役候補者とした理由】 福原久和氏は、当社の経営企画部に長年在籍し、決算ならびに財務諸表等の作成を統括していたことから、財務および会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、引き続き監査役候補者といたしました。		
2	かたやま　しげあき 形山　成朗 （1956年９月３日生） 【新　任】 【社　外】	2003年２月　㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）ミラノ支店長 2004年３月　同行市場事務部長 2005年１月　同行事務統括部長 2007年４月　同行ＩＴ・システム統括部長 2008年４月　同行執行役員ＩＴ・システム統括部長 2011年４月　みずほ証券㈱常務執行役員ＩＴ本部長 2014年６月　日本証券テクノロジー㈱専務取締役 2015年６月　興銀リース㈱社外監査役 現在に至る	０株
	【社外監査役候補者とした理由】 形山成朗氏は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験を有しており、財務および会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	なかじょう　みきお 中上幹雄 （1963年３月19日生） 【新　任】 【社　外】	1998年４月　弁護士登録、澤田・菊井法律事務所（現澤田・中上・森法律事務所）入所 2005年４月　澤田・中上法律事務所（現澤田・中上・森法律事務所）パートナー弁護士 2010年６月　西芝電機㈱社外監査役　現在に至る 2011年６月　グローリー㈱社外監査役　現在に至る 2019年５月　澤田・中上・森法律事務所代表弁護士　現在に至る （重要な兼職の状況） 澤田・中上・森法律事務所代表弁護士 西芝電機㈱社外監査役 グローリー㈱社外監査役	０株
	【社外監査役候補者とした理由】 中上幹雄氏は、弁護士としての専門的知識・経験を当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．形山成朗および中上幹雄の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、39～40ページに記載しております。

３．当社は、福原久和、形山成朗、中上幹雄の３氏の選任が承認された場合、３氏と会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査役の責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
たにばやし　かずのり 谷　林　一　憲 （1964年２月25日生） 【社　外】	2002年10月　弁護士登録、澤田・菊井法律事務所（現澤田・中上・森法律事務所）入所 2009年１月　沼田・谷林法律事務所（現谷林一憲法律事務所）パートナー弁護士 2018年２月　谷林一憲法律事務所代表弁護士 現在に至る （重要な兼職の状況） 谷林一憲法律事務所代表弁護士	０株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 谷林一憲氏は、弁護士としての専門的知識・経験を当社の監査に反映していただくため、補欠社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．谷林一憲氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、39～40ページに記載しております。

３．当社は、谷林一憲氏が社外監査役に就任した場合、同氏と会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査役の責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

（ご参考）

【当社の社外役員独立性基準】

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者の独立性基準を以下のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注１）または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
② 当社グループを主要な取引先とする者（注２）またはその業務執行者
③ 当社グループの主要な取引先（注３）またはその業務執行者
④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注４）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
⑥ 当社グループから一定額を超える寄附または助成（注５）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
⑦ 当社グループが資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している主要な金融機関その他の大口債権者（注６）またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
⑧ 当社グループの主要株主（注７）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
⑪ 過去３年間において上記②から⑩に該当していた者
⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者（注８）に限る）の近親者等（注９）
⑬ 前各号の定めにかかわらず、その他当社との利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

（注）1．業務執行者とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。なお、社外監査役については、非業務執行取締役を含む

2．当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の２％を超える者

3．当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の２％を超える者

4．多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間１千万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の２％を超える金銭その他の財産上の利益をいう）

5．一定額を超える寄附または助成とは、過去３事業年度の平均で年間１千万円またはその者の直近事業年度における総収入額の２％のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう

6．主要な金融機関その他の大口債権者とは、直近事業年度末における全借入額または全債務額が当社の連結総資産の２％を超える金融機関または債権者をいう

7．主要株主とは、議決権保有割合10％以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう

8．重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう

9．近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図

兵庫県姫路市大津区吉美380番地
当社やまとホール

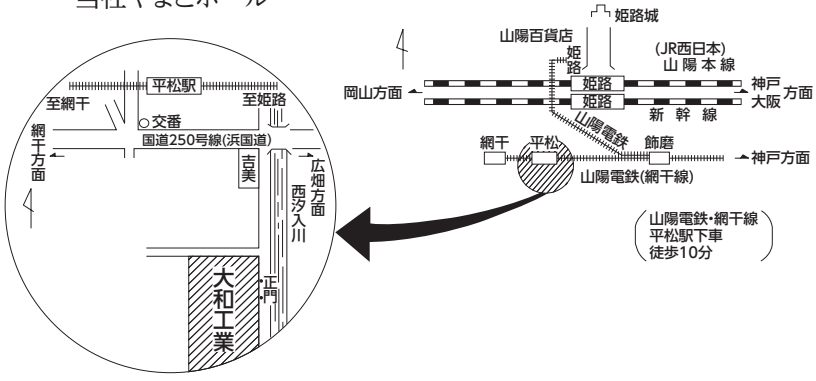

この用紙は再生紙を使用しております。